

この条例中第一条の規定は平成十五年十二月一日から、第二条の規定は平成十六年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第七十二号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「一万四千元」を「一万三千五百円」に改める。

第二十二條第二項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に改め、同条第三項中「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の七十五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 (第五条関係)

教 育 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	—	270,000	400,100
	2	147,400	162,900	283,600	408,800
	3	153,600	171,200	297,400	417,200
	4	160,800	180,200	311,100	425,600
	5	168,700	191,100	324,600	433,900
	6	177,700	198,000	337,800	441,600
	7	187,700	205,000	347,900	449,200
	8	194,300	212,400	358,000	456,400
	9	200,900	220,300	368,300	463,300
	10	207,500	231,300	377,000	470,000
	11	214,200	242,800	385,400	476,900
	12	221,100	254,400	393,400	484,000
	13	228,400	266,700	401,200	490,400
	14	235,600	279,400	408,700	495,600
	15	242,600	292,500	416,100	499,500
再任用 職員以 外の職 員	16	249,700	306,100	423,300	
	17	256,200	319,500	430,000	
	18	262,600	332,100	436,600	
	19	269,100	342,000	443,100	
	20	274,900	351,800	448,900	
	21	280,200	361,700	454,300	
	22	285,100	370,000	458,900	
	23	289,800	378,200	463,100	
	24	293,900	385,800	466,800	
	25	297,300	392,600	469,900	
	26	300,600	398,900	472,700	
	27	303,900	404,600		
	28	306,300	409,800		
	29	308,100	414,600		
	30	309,900	419,400		
	31	311,600	424,100		
	32	313,300	428,100		
	33	315,000	432,300		
	34		436,200		
	35		439,800		
	36		442,200		
再任用 職員		227,100	280,300	347,200	420,800

備考 1 この表は、市町村立の小学校及び中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 (第五条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900
再任用 職員 以外の職 員	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100	
	23			300,000	353,000	373,800	413,300		
	24			302,000	355,200	376,400	416,700		
	25			303,900	357,600	379,000			
	26			305,700	359,800	381,600			
	27			307,600	362,100				
	28			309,600	364,300				
	29			311,500					
	30			313,400					
	31			315,300					
	32			317,100					
再任用 職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300

備考 この表は、市町村立の小学校及び中学校の事務職員に適用する。

別表第三 (第五条関係)

医 療 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	205,400	228,600	265,200
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200
	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200
	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800
再任用 職員以 外の職 員	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500
	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600
	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400
	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900
	24		295,700	354,400	378,000	
	25		297,500	356,700	380,400	
	26		299,200	358,700	382,900	
	27		301,100	360,800	385,500	
	〃		302,800	362,900		
	29			365,100		
	30			367,300		
再任用 職員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000

備考 この表は、市町村立の小学校及び中学校並びに共同調理場の学校栄養職員に適用する。

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）を「応じ、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」

第十六条第二項第二号中「三万八千円」を「支給単位期間につき、三万八千円」に、「一箇月」を「支給単位期間」に改め、同項第三号中「応じ、」の下に「前二号に定める額（一箇月当たりの）を加え、「掲げる額」を「定める額」に、「（その額が四万五千円を超えるときは、その額と四万五千円との差額の二分の一（その差額の二分の一が七千円を超えるときは、七千円）を四万五千円に加算した」を「が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第三項中「交通機関等」の下に「（以下「特別急行列車等」という。）」を加え、「月額」を「額」に、「教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十六条第四項中「前項の交通機関等」を「特別急行列車等」に、「同項」を「前項」に、「月額」を「額」に改め、同条第五項中「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 通勤手当は、支給単位期間（教育委員会規則で定める通勤手当にあつては、教育委員会規則で定める期間）に係る最初の月の教育委員会規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の教育委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して教育委員会規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として教育委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

第二十二條第二項中「百分の百五十五」を「百分の百四十五」を「百分の百六十」に改め、同條第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百四十五」を「百分の百六十」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、第二條の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に推算されることとなる期間は、教育委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会と定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第一條の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例又は市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年秋田県条例第三十七号）附則第二項及び第三項及びこれらに基づく教育委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成十五年十二月に支給する期末手当（第二号を除き、以下この項において「期末手当」という。）の額は、第一條の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例第二十二條第二項（同條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第七項まで、第二十六條第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年秋田県条例

第二号) 第四条第一項若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号) 第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額(教育委員会規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当は、支給しない。

一 平成十五年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者(同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して教育委員会規則で定めるものを除く。)) にあっては、新たに職員となった日(当該日が二日以上あるときは、当該日のうち教育委員会規則で定める日) において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(市町村立学校職員の給与等に関する条例第十条の二第二項に規定する教育委員会規則で定める額を除く。)) 及びへき地手当(同条例第十七条の三の規定による手当を含む。)) 並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年秋田県条例第六十六号) 第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の一・五一を乗じて得た額に、同年四月から同年十一月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の教育委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して教育委員会規則で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の一・五一を乗じて得た額

6 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号) の適用を受ける者その他の教育委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して教育委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号) の適用を受ける者その他の教育委員会規則で定める者との権衡を考慮して教育委員会規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該教育委員会規則で定める額の合計額」とする。

(教育委員会規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十一月十八日

秋田県条例第七十三号

秋田県知事 寺 田 典 城

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「**百分の百七十**」を「**百分の百四十五**」に、「**百分の百八十**」を「**百分の百六十**」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 平成十五年十二月に支給する期末手当については、一般職の職員の給与に関する条例等(平成十五年秋田県条例第七十号)

附則第五項及び第六項の規定は、適用しない。

第二条 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「**百分の百五十五**」を「**百分の百四十**」に、「**百分の百七十**」と、「**百分の百四十五**」を「**百分の百六十**」と、「**百分の百六十**」を「**百分の百七十**」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は平成十五年十二月一日から、第二条の規定は平成十六年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (062) 8766 F A X (063) 〇〇〇五
 E-mail: matsu-barara@matsubarainsatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄